

## 千葉県シティセールス戦略プラン懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、シティセールス戦略プラン(以下「戦略プラン」という。)の策定に関し必要事項を審議するため、千葉県シティセールス戦略プラン懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査・審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 都市イメージ調査の調査項目の検討に関する事。
- (2) プラン策定の検討に関する事。
- (3) その他プラン策定の重要事項に関する事。

### (組織)

(2) 委員会は、委員16人以内で組織する。

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済・観光関係者
- (3) スポーツ・文化関係者
- (4) マスコミ関係者
- (5) 公募市民

### (任期)

第4条 委員の任期は平成20年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画調整局政策調整課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行し、平成20年3月31日をもって効力を失う。